

大和市公共工事中間前払金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市公共工事中間前払金に関する規則(昭和55年大和市規則第39号)に関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前払金の対象)

第2条 中間前払金は、請負代金額が5,000,000円以上の工事を対象とする。

(中間前払金の要件)

第3条 中間前払金は、次の要件をすべて満たしている場合に支払うものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業がおこなわれていること

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること

2 継続費及び債務負担行為(以下「継続費等」という。)に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えて、前項の規定を準用するものとする。

(中間前払金の割合等)

第4条 中間前払金は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、前払金と合算して80,000,000円を超えるときは、80,000,000円を限度とする。

2 継続費等の2年以上にわたる契約における中間前払金は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の工事に対して支払うことができる。

3 繰越明許費の翌年度にわたる契約における中間前払金は、契約締結の当初における請負代金額の総額に対して支払うことができる。

(中間前払金と部分払の選択)

第5条 中間前払金と部分払は選択制とし、契約締結時に請負者が選択するものとする。

2 第2条に規定する対象請負者は、中間前払金と部分払の選択に係る届出書(様式第1号)を契約締結時に市長に提出しなければならない。なお、前項による選択について、契約締結後の変更はできないものとする。

(中間前払金の申請等)

第6条 中間前払金の支払いを受けようとする請負者は、中間前払金の認定請求調書(様式第2号)に、工事履行報告書(様式第3号)と中間前払金用工事工程表(様式第4号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書(様式第5号)、不適当と認められる場合は、不認定調書(様式第6号)により、請負者へ通知するものとする。

(中間前払金の支払い)

第7条 前条の認定を受けた請負者が中間前払金の支払いを受けようとするときは、保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

4 中間前払金の支払時期は、請求を受理した日から20日以内に行うものとする。

5 中間前払金の支払いは、申請者が保証事業会社の保証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

(中間前払金の使用制限)

第8条 中間前払金は、当該工事等の材料費・労務費・機械器具の賃借料・機械購入費(当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。）・動力費・支払運賃・修繕費・労働災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることはできない。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。